

令和6年度

粕屋町社会人権教育・啓発推進計画書



粕 屋 町

粕屋町教育委員会

I 粕屋町人権教育・啓発基本指針

1 基本指針策定の趣旨

粕屋町人権教育・啓発基本指針（以下「基本指針」）は、２０００年（平成１２年）に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために策定するものである。

本町では、これまでも**町民憲章**に「永遠にくずれぬ平和を願い、互いの人権を尊びます。」の一文を掲げるとともに、「**第５次粕屋町総合計画**」においても、まちづくりの基本理念である「太陽と緑のまち」と「協働でつくる安心のまち」を掲げ、「自助」「互助」「共助」「公助」による町民誰もが安心して暮らせるまちづくりが推進されている。

また、２０１５年（平成２７年）３月に「**粕屋町男女共同参画計画**」が策定され、男女の人権を尊重したまちづくりが進められており、さらに、２０１６年（平成２８年）３月には「**粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画**」が策定されたことで、すべての町民が、家庭、地域のなかで、双方向に支え合うことができる社会づくりの取組が進められている。

したがって、まちの将来像である『**心かよいあう スマイルシティかすや**』を目指したまちづくりを通して、すべての町民の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会の実現に向けた諸施策を総合的に推進していかなければならない。

しかしながら、偏見や差別事象の発生など、依然として、様々な人権問題が存在しているのが現状である。

そこで、本町においては、取り組むべき基本的な方向を示す当基本指針を策定することにより、一層効果的な人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

2 人権を取り巻く状況

（１）国際的な潮流

２０世紀における二度の世界大戦の反省から、１９４８年（昭和２３年）に国連総会で**世界人権宣言**が採択され、第１条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利によって平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」、さらに第７条では「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。」と全世界に表明した。これらの趣旨を受けて、国連では、１９６５年（昭和４０年）「**あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約**」（人種差別撤廃条約）、１９６６年（昭和４１年）「**経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約**」（社会権規約）、「**市民的及び政治的権利に関する国際規約**」（自由権規約）、１９７９年（昭和５４年）「**女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**」（女子差別撤廃条約）、１９８９年（平成元年）「**児童の権利に関する条約**」（こどもの権利条約）などの採択や、１９６８年（昭和４３年）「**国際人権年**」をはじめとする様々な国際年の設定を通して人権教育・啓発活動の具現化が進められてきた。

しかし、世界各地では紛争や飢餓、環境破壊や温暖化問題、新型コロナウイルスの感染症の収束が見えてきた中、人類の安全を脅かす課題が山積である。このような課題解決のため、国際間で協力して取り組む中で、人権を守る重要性はますます高まってきて

粕屋町民憲章

わたしたちは、太陽と緑の町をめざす粕屋町民です。

わたしたちは、祖先が築いてきた文化と伝統を受け継ぎ、

互いに力をあわせ、大きく世界に目をひらき、未来にはばたく

粕屋町にするため、この憲章を定めます。

一、太陽のふりそそぐうるおいのある町をつくるため、

自然を育み、緑と花をひろげます。

一、健康で心豊かな町をつくるため、

教育を重んじ、スポーツと文化を愛します。

一、語らいとふれあいの町をつくるため、

永遠にくずれぬ平和を願い、互いの人権を尊びます。

一、活力ある産業の町をつくるため、

郷土を愛し、働くことに喜びと誇りをもちます。

一、安心して暮らせる住みよい町をつくるため、

子どもたちには希望を、老人や身障者には生きがいをもたせます。

（昭和六十一年十月八日制定）

町木

クロガネモチ

常緑樹でよく育ち、その緑は憩いを感じさせ、赤い実との調和は「太陽と緑の町」を将来像とする本町のイメージにふさわしい。

サクラ

日本の春を代表する樹木で、古くから人々に愛されており、「花と緑にあふれるまちづくり」を目指す本町のシンボルとしてふさわしい。

町花

バラ

繁栄の象徴、愛のシンボル

（花ことばⅡ愛・純潔・満足）

コスモス

日本の秋を代表する草花

（花ことばⅡ調和・愛情・真心）

いる。

そこで、世界中の人々の人権を保障していくためには、国際的な規模で人権教育を推進し、全世界において人権尊重の意識を高めていくことが重要であるとして、１９９５年（平成７年）から２００４年（平成１６年）までの１０年間を、「**人権教育のための国連１０年**」と定め、実施した。また、「**人権教育のための世界計画**」を開始し、５年ごとに段階（フェーズ）を区切り、焦点を当てて推進してきた。第１段階の２００５年から２００９年は、初等中等教育に、第２段階の２０１０年から２０１４年は、高等教育及び教職員や公務員等に、第３段階の２０１５年から２０１９年は、ジャーナリストやメディア関係者への人権研修に焦点を当てた人権教育推進事業を実施した。２０２０年（令和２年）から２０２４年（令和７年）までの第４段階では、これまでの人権教育の取組の強化と重点対象を若者として、平等、人権と非差別、包摂と多様性の尊重に重点を置くことが決議され、さらには、**ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）**と連携させることも盛り込まれており、今後も人権教育の一層の推進を図り、人権意識を日常生活に根付かせることが重要となる。

（２）我が国における取組

我が国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきた。

１９９７年（平成９年）には、「**人権教育のための国連１０年に関する国内行動計画**」が策定され、１９９９年（平成１１年）**人権擁護推進審議会**は、「人権教育・啓発の基本的なあり方について」の答申を行い、２０００年（平成１２年）には「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」が施行された。同法の規定により国は、２００２年（平成１４年）に、「**人権教育・啓発に関する基本計画**」を示し、各地域における人権教育・啓発推進の充実が求められている。

１９９６年（平成８年）**地域改善対策協議会**は、同和問題の解決に向けた主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとした。

また、２０００年（平成１２年）の「**児童虐待の防止等に関する法律**」、２００１年（平成１３年）の「**配偶者からの暴力の防止等に関する法律**」、２００６年（平成１８年）の「**高齢者虐待の防止等に関する法律**」、２０１２年（平成２４年）「**障がい者虐待の防止等に関する法律**」、２０１６年（平成２８年）「**障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律**」「**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律**」「**部落差別の解消の推進に関する法律**」などの法律が整備された。

（３）福岡県における取組

福岡県では、１９９７年（平成９年）に「**ふくおか新世紀計画**」を策定し、「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに豊かな県民生活を実現するための重要な課題である。」との認識の下に「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、

県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図る。」と明記した。

「**ふくおか新世紀計画**」で示された人権が尊重される社会の確立に向けた取組は、１９９３年（平成５年）「**福岡県高齢者社会行動計画**」をはじめとして、１９９５年（平成７年）「**福岡県障がい者福祉長期計画**」、１９９７年（平成９年）「**福岡県児童育成計画**」、２００２年（平成１４年）「**福岡県男女共同参画計画**」などの個別計画を通して具現化されるものである。

また、福岡県は、国の行動計画を受けて、１９９８年（平成１０年）「**人権教育のための国連１０年福岡県行動計画**」を、続いて、国の人権教育・啓発基本法の規定に基づき、２００３年（平成１５年）に「**福岡県人権教育・啓発基本指針**」を策定し、人権教育・啓発の総合的・計画的な推進体制の整備を進めてきた。しかし、基本方針の策定以降、高齢化、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化しており、さらに、こども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいる。２０１６年（平成２８年）に「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、それによると、県民の多くが人権問題に関心を持っているが、前回（２０１１年）調査と比べると人権が「尊重されていると感じる」と答えた人の割合がやや高くなってはいるものの、人権問題に関する活動や態度には変化が見られない。これらの人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、必要な見直しを行い２０１８年（平成３０年）に「**福岡県人権教育・啓発基本指針**」が改定された。「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性」「インターネットによる人権侵害」「性の多様性に関する無理解や偏見」など、新たに顕在化した問題についても、人権教育・啓発の活動が求められている。

２０１９年（平成３１年）３月には、「**福岡県部落差別の解消の推進に関する条例**」を施行するなど、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、体制の充実が図られている。

今後、人権文化を構築するために、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校、地域、家庭、職域など、あらゆる場面を通じた人権教育・啓発の活動が求められている。

３ 粕屋町における人権教育・啓発の推進

「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」第２条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。」と規定されている。

このことを踏まえ、粕屋町では「人権教育とは、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く町民の間に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものである。」と規定する。

また、人権教育・啓発の推進に当たっては、「粕屋町人権教育・啓発基本指針」の規定に基づき、「粕屋町人権教育審議会」と連携を図りながら、学校・地域・家庭等を通じて、総合的かつ計画的に実施していく。その際、同和教育で培った成果と、法務省人権擁護局が啓発活動年間強調事項として定めている人権問題・同和問題などの固有の課題を踏まえた上で、その根底にある共通の構造を見極め、すべての町民の基本的人権を尊重する人権教育・啓発に再構築して推進していくことが必要である。

２０１８年（平成３０年）４月に粕屋町教育委員会は、「学校運営協議会」を立ち上げた。これによってこどもたちのために学校と地域が共通の目標やビジョンを持ち、地域の理解を得て、地域の期待の実現に向けた教育活動が推進されることとなった。

（１）学校教育における人権教育

学校教育においては、「日本国憲法」・「教育基本法」・「こども基本法」、及び「国際人権規約」・「児童の権利に関する条約」等々の精神に則り、人権教育を推進していく。

さらに、「福岡県人権教育・啓発基本指針」、及び「人権教育指導者用手引き」、国の「人権教育の指導方法等のあり方について〔第三次とりまとめ〕」、「福岡県人権教育推進プラン」、及び「人権教育のための世界計画」（２００４年）等の趣旨を踏まえて、それぞれの学校・園が、幼児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権尊重の精神の育成を目指した教育活動を通して、人権の意義・内容や重要性について学習し、自分の人権だけでなく他の人々の人権についても大切にし、自分らしさや能力を十分に発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身につけることができるよう育成する。

① 幼児教育においては、乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であることを認識し、一人ひとりの家庭環境、生活状況やその背景を十分理解し、豊かな活動を経験させることにより、人権尊重の精神の芽生えを育むよう支援する。

② 小・中学校の教育においては、こどもたちの発達段階に応じ、各教科・領域の機能・特性を生かしながら、各学校の教育活動全体を通じて人権に関する知的理解と人権感覚の涵養^{かんよう}を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す。

ア 全教職員による効果的・効率的な役割分担のもとに、校長を中心とした推進体制を確立し、組織的・計画的に人権教育を推進する。

イ 福岡県人権教育教材「かがやき」・「あおぞら」・「あおぞら２」・「ハンセン病を正しく理解しよう(小学生向け)」・「ハンセン病の向こう側(厚生労働省)中学生向け」を始め、効果的な学習教材等を選定・活用し実践する。

ウ 自分のよさや大切さを認める自尊感情を高め、規範意識を培うとともに、安心して学ぶことができる学校づくりを推進する中で、学力と進路の保障のための取組と自他の人権を尊重する態度や実践力の育成に努める。

エ 社会性や豊かな人間性を育むために、自然体験や社会体験、ボランティア活動や文化・芸術体験等の活動を推進するとともに、地域の人材や施設を活用し、家庭・地域と連携した教育活動を展開する。

オ 人権尊重の精神の育成を基盤に据えた教育目標を達成するために、研修を系統的・計画的に実施し、人権尊重の理念の理解・体得や指導力の向上に努める。

（２）社会教育における人権教育・啓発活動の推進

社会教育においては、学校教育とも連携を図りながら、地域や家庭などあらゆる場面で生涯学習のための各種施策を実施することを通して、すべての町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、精神を高めることができるよう、人権に関する学びの充実に努める。その際、人権問題に関する正しい認識を促進するとともに、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養^{かんよう}や、一人ひとりが肯定的な自己認識力を高め、真に人権が尊重されるまちづくりを目指そうとする意欲や自信を持つことができるようにする。

① 家庭教育に対する支援

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすことを踏まえ、こどもたちに対して、肯定的な自己認識力の育成を図るとともに、日常生活のあらゆる場面を捉えて、偏見を持たず差別をしないことなどを体得させることが重要である。このため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図るとともに、家庭教育の支援に努める。

② 学習機会の充実

公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた多様な学習機会の充実を図る。その際、研修会が行政からの一方的なものにならないよう、参加体験型学習等の多様な学習内容や形態を創意工夫し、参加者の主体的な学習活動を推進するように努める。また、学校教育と有機的な連携・協力体制の下で、人権が尊重されるまちづくりを推進する。

③ 人権教育・啓発に関する活動を促進するための資料の充実

人権問題に対する理解や人権感覚の涵養^{かんよう}を図るために、人権教育・啓発を促進する冊子などの発行・活用を図る。

④ 人権教育・啓発事業の推進

７月の「人権問題啓発強調月間」や１２月の「人権週間」などの機会を捉えた街頭啓発活動によって、地域住民の人権尊重意識の向上を図る。また、町民を対象とした研修会・講演会などを実施して、人権問題への理解を深め、人権感覚を育む。

⑤ 行政職員等の研修の推進

行政職員は、町民の日常生活のあらゆる場面に密接に関与しており、町民の人権を守る責任と義務を持つ立場にあることから、常に人権尊重の視点を持ち、人権感覚をもって行動ができるように資質・能力を高める必要がある。そのためには、様々な機会を捉えて行政職員の研修を実施し、人権意識の高揚を図る。

⑥ 企業等における人権教育・啓発

企業や団体等はその活動を通して多くの町民や地域と深く関係しており、その社会的責任を果たすだけでなく、積極的な社会貢献も求められている。しかしながら、性別や出身地等による不公平な採用選考、男女の賃金や昇格などでの格差、障がい者の雇用問題、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の人権問題が発生している。したがって、人権尊重の視点に立った企業活動や職場づくりを進める研修や啓発活動の支援、情報の提供等の支援を行う必要がある。

Ⅱ 令和５年度 実施報告

1 人権問題啓発強調月間 ＜7月＞

（１）街頭啓発

- 日 時 令和５年7月5日（水） 午前7時40分～（20分程度）
- 場 所 ※粕屋町内の通勤、通学される町民の方々を対象に啓発活動
☆JR門松駅付近 ☆JR長者原駅付近 ☆JR原町駅付近
☆JR柚須駅付近 ☆JR伊賀駅付近
- 啓発物 除菌ウェットティッシュ
(※大雨警報発令のため中止、啓発物品を公共施設で自由配布)

（２）三本大会

- ・粕屋町青少年育成町民の会
- ・人権問題啓発強調月間
- ・社会を明るくする運動強調月間

- 日 時 令和５年7月9日（日）
午前10時00分～11時40分
- 場 所 サンレイクかすや さくらホール
- 内 容
・講演会
演 題 「多様な性」～性的不合・性的違和について～
講 師 GID Link 代表 椎太 信 氏
(※大雨警報発令のため令のため中止)

大会スローガン

○ 育てよう 心豊かな粕屋の子ども
○ 「誰か」のこと じゃない。
○ ふれあいと対話が築く明るい社会

2 人権週間 ＜令和５年12月4日（月）～10日（日）＞

（１）街頭啓発

- 日 時 令和５年12月1日（金） 午後4時00分～（30分程度）
- 場 所 ※粕屋町内で買い物をする方々を対象に啓発活動
☆（長者原上区） ダイキョー・バリュー付近
☆（酒 殿 区） イオンモール福岡店付近
☆（乙仲原西区） ミスターマックス粕屋店付近
☆（長者原下区） ザ・ビッグ粕屋店付近
- 啓発物 携帯用カイロ

（２）粕屋町人権を尊重する町民のつどい

- 日 時 令和５年12月3日（日） 午後1時00分～3時30分
- 場 所 サンレイクかすや（さくらホール・2階ロビー・多目的ホール）
- 内 容
(1) 開会行事
(2) 児童・生徒の優秀人権作品の表彰と作文朗読発表
(3) PTA主催による、あいさつ運動優秀作品の表彰と作文朗読発表
(4) 映画上映「梅切らぬバカ」
出演：加賀まりこ、塚地武雅 ほか
(5) 閉会行事
- 参加者 347名

① 児童・生徒の優秀人権作品表彰者（敬称略）

〔標語の部〕

・だいじょうぶ みんなちがって いいんだよ	大川小学校	4年	流 矢 琥太郎
・いじめない いじめて何も 生まれない	仲原小学校	5年	長 澤 彩 乃
・誰にでも 居場所はあるよ ほらそこに	仲原小学校	6年	松 崎 千 皓
・その一言で すくえる心 こわれる心	粕屋西小学校	5年	桑 原 隆 成
・やさしさは 広がっていく 一人から	粕屋中央小学校	4年	辻 丸 あさひ
・比べない みんな合わせて 虹にする	粕屋東中学校	1年	斎 藤 眞 帆
・それが普通 誰かにとって それが苦痛	粕屋中学校	3年	山 田 愛 果

〔ポスターの部〕

仲原小学校	4年	青 木 多 輝
仲原小学校	4年	工 藤 優 花
粕屋西小学校	5年	安 川 俊 輝
粕屋西小学校	5年	松 浦 綾 音
粕屋中央小学校	5年	松久保 文
粕屋中央小学校	5年	矢 野 結愛那
粕屋東中学校	2年	二井矢 万 椿
粕屋中学校	2年	永 原 優 羽

〔作文の部〕

・みんな平等	粕屋西小学校	6年	坂 卷 伶 南
・わたしが思う人けん	粕屋西小学校	5年	川 口 美 結
・できることから始めよう	粕屋東中学校	3年	片 山 凜 乃
・認め合う心	粕屋中学校	2年	小 西 釉 奈

② 「あいさつ運動」優秀作品表彰者（敬称略）

[標語の部]

・また明日 その一言が つなぐ未来	仲原小学校	5年	山 邊 桜 月
・あいさつは 未来をかえる おまじない	仲原小学校	6年	前 田 詩 織
・あいさつは 人の目を見て 自分から	粕屋西小学校	4年	夏 山 翔 龍
・あいさつで えがお広がる 通学路	粕屋西小学校	4年	高 木 悠 成
・おはようで はじまる今日の ものがたり	粕屋東中学校	3年	原 蒼 太
・いってきます 当たり前じゃない			
いってらっしゃい	粕屋中学校	3年	宮 田 杏 美
・あなたとわたし 同じ目線で ごあいさつ	一般		麻 田 春 太

[ポスターの部]

大川小学校	5年	的 場 仁 香
大川小学校	5年	木 下 綺 花
大川小学校	5年	吉 原 希 空
仲原小学校	4年	楠 優 菜
粕屋西小学校	4年	古 市 菊 乃
粕屋中学校	1年	納 富 悠 生
粕屋中学校	1年	安 部 志帆梨

[作文の部]

・心をつなぐあいさつ	大川小学校	2年	秋 山 栞 愛
・あいさつはまほうの言葉	粕屋西小学校	4年	石 坂 依央莉
・あいさつをしてよかったこと	粕屋中央小学校	3年	白 石 侑
・あれでよかったのかな	粕屋東中学校	2年	松 井 絢 音
・あいさつ運動が盛んな町	粕屋中学校	2年	今 津 綾 梨
・心に届いたありがとう	一般の部		佐 水 郁 斗

3 啓発冊子の作成と配布

「わかくさ」（粕屋町・粕屋町教育委員会）

- 配布時期 令和6年3月上旬
- 配布対象 粕屋町全世帯と粕屋町内小・中学校、町立幼稚園・保育園
- 作成部数 21,000部

4 令和5年度 自治公民館の人権学習会実施状況

行政区	期 日	内 容	講 師 等
大 隈	月 日	【中止】	
上 大 隈	月 日	【中止】	
江 辻	月 日	【中止】	
戸 原	1 1月 1 2日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
長 者 原 上	1 2月 2日 土	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
長 者 原 中	6月 1 8日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」ほか	山下 和幸
長 者 原 下	7月 8日 土	【中止】	山下 和幸
内 橋 一	6月 4日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
内 橋 二	7月 2日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
内 橋 三	2月 1 8日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」ほか	山下 和幸
朝 日	6月 1 1日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
長 戸	1 1月 2 6日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
多 の 津	1 1月 1 9日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
サンライフ	1 1月 2 5日 土	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
酒 殿	1 2月 2日 土	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	DVD貸出
甲 仲 原	1 0月 7日 土	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」ほか	山下 和幸
駕 輿 丁	1 0月 1 4日 土	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」 児童による発表（講評）	山下 和幸
花 ケ 浦	1月 1 4日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」ほか	山下 和幸
乙 仲 原 東	1 1月 4日 土	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」 ～人権侵害に該当する事柄(事例)、対応要領について～	山下 和幸
乙 仲 原 西	8月 1 9日 土	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸
若 宮	9月 9日 土	講話「コロナ禍から変わりゆくもの～人権とは～」	薬剤師 金子 幸弘
原 町	6月 1 1日 日	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」 ～こどもの人権・家庭内における人権について～	山下 和幸
阿 恵	9月 1 6日 土	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」ほか	山下 和幸
柚 須	1 1月 1 7日 金	講話「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」	山下 和幸

5 役場職員人権研修会

- 研修日時（2日間）
令和5年11月15日（水）午後1時30分～2時45分 午後3時00分～4時15分
11月16日（木）午後1時30分～2時45分 午後3時00分～4時15分
- 会場 役場2階 大会議室
- 参加者 粕屋町役場職員 203名（2日間合計）
- 内容 研修テーマ
「性の多様性を認め合う ～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～」
～人権の町・粕屋町の職員であるという意識をもって～
①粕屋町男女共同参画計画から ②障がい者への配慮について
③令和4年度人権啓発ビデオ「バースデイ」（約37分）の視聴
④最近の現状や話題等の紹介
講 師 人権啓発担当 山下 和幸

6 人権擁護委員の取り組み

- 特設人権相談（月1回） ※台風接近のため1回中止（9月）
- 人権の花運動 仲原小学校…①種まき②観賞会③感謝状贈呈式
- 講話「人権擁護委員の活動について」
粕屋西小学校 多目的室 8月29日（水） 11：05～11：45
3年生「総合的な学習の時間」学習テーマ「発見！わたしの町のきりりんさん」
講話「人権擁護委員の活動について」等 講師 粕屋町人権擁護委員

7 令和5年度 主な関係機関主催研修会

月	日	曜	研 修 会 行 事	開 催 場 所
7	22	土	「福岡県同和問題啓発強調月間」講演会	クローバープラザ
8	26	土	第45回人権問題夏期講演会	サンレイクかすや
8	29	火	福岡県社会人権・同和教育担当者協議会 福岡ブロック研修会(糟屋地区担当)	長崎市内
9	23	土・祝	人権・同和問題啓発講演会	サンレイクかすや
10	5	木	福岡県社会人権・同和教育担当者協議会 ブロック企画研修会(筑豊ブロック担当)	田川市文化会館他
11	23	木・祝	第44回福岡県人権問題研究集会	サンレイクかすや
12	9	土	「人権週間」講演会 第42回全国中学生人権作文コンテスト 福岡県大会	クローバープラザ
1	18	木	福岡県社会人権・同和教育担当者協議会 実践交流研修会	博多サンヒルズホテル 他

Ⅲ 令和6年度 粕屋町社会人権教育・啓発計画

1 最近の人権をめぐる状況と粕屋町における社会人権教育のめざす方向性

- 2024年（令和6年）1月1日には能登半島地震が起き、3月11日には未曾有の災害をもたらした東日本大震災から13年目を迎えた。その間、国や自治体、民間の協力で、復興へ向けた取組が進んでいるが、東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染の問題では、周辺住民の健康不安や風評被害、福島原発から生じた深刻な人権上の課題にも適切に対処することが求められている。さらに、2016年（平成28年）4月に発生した熊本地震、2017年（平成29年）7月の九州北部豪雨、2019年（令和元年）10月の東日本台風、2020年（令和2年）1月から各国に拡大した新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなど、これらの災害や感染症は、かけがえのない命や町民生活における安全・安心の確保に大きな課題を提起している。
私たちは、これらの災害などの復興・防災計画に基づいた施設設備の整備や感染症に対する医療体制の確保、とりわけ、感染症や災害によって生じた人権上の問題を解消するための啓発を進めるとともに、よりきめ細かなサポートを要するこどもや高齢者、障がいのある人などをはじめ、すべての人々が安心して将来に希望が持てる暮らしができるように努めていかなければならない。
- 2014年（平成26年）1月20日、日本は「障がい者の権利に関する条約」を批准した。この条約は、障がいに基づくあらゆる差別の禁止等を定めたもので、2006年（平成18年）の国連での採決の後、「障がい者基本法」の改正、「障がい者総合支援法」の成立、さらには「障がい者雇用促進法」の改正、「障がい者差別解消法」の成立（施行日：平成28年4月1日）を経て批准に至った。今後は、障がい者の権利の実現に向け、「不当な差別的取扱い」や「合理的な配慮の不提供」に抵触することなく、ハード面やソフト面においてユニバーサルな環境（全ての人に利用可能な製品・空間など）を整えていくことが課題となる。
このほかにも、人権問題に関する法律として「こどもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）の一部を改正する法律」、2016年（平成28年）には「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、「第三次犯罪被害者等基本計画」が成立している。
これら人権に関係する法令などの主旨を正しく理解し、取り組んでいかなければならないが、なかでも、こどもに関する貧困や不登校、虐待などの人権課題については、ますます深刻化してきており、個人情報の保護に配慮しつつ、適切に対応していく必要がある。
- 法務省人権擁護局は令和6年度啓発活動重点目標及び啓発活動年間強調事項を下記のとおり定め、人権啓発の取組が、「誰か」のことではなく、「自分自身」のこととして捉えていただけるよう、理解と参画を得ると共に、SDGs（持続可能な開発目標）の理念の普及促進などを通じて、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種の人権啓発活動を幅広く展開するよう提起している。

令和6年度 啓発活動重点目標「誰か」のこと じゃない。

令和 6 年度 啓発活動年間強調事項

- 1 女性の人権を守ろう
- 2 こどもの人権を守ろう
- 3 高齢者の人権を守ろう
- 4 障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
- 5 部落差別（同和問題）を解消しよう
- 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- 9 ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 10 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 11 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- 12 インターネット上の人権侵害をなくそう
- 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 15 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 16 人身取引をなくそう
- 17 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

法務省の人権擁護機関は、人権尊重思想の普及高揚のための人権擁護活動に取り組んできたが、いまだに生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在し、特に、いじめや児童虐待などによりこどもが命を落とすといった痛ましい事案が依然として後を絶たない。また、スマートフォンなどの普及と相まって、インターネット上で他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案も急増している。このほか、企業等では、長時間労働による過労死、各種ハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別といった問題が発生している。

また、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化や外国人や障がいのある人への偏見や差別の解消のため、「心のバリアフリー」を更に推進すると共に「誰一人取り残さない」社会の実現のため、**持続可能な開発目標「S D G s」**の理念の普及促進などを通じて、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるようにしていかなければならない。

- 福岡県では、様々な人権問題の解決を目指し、平成 3 0 年 3 月に「**福岡県人権教育・啓発基本指針**」を改定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しているところであるが、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がい者等に対する差別や偏見が依然として存在するとともに、インターネットを悪用した人権侵害や震災に起因する人権問題も発生している。また、福岡県教育委員会でも、令和 6 年 3 月「**個別の人権課題に関する人権教育の手引き**」を策定し、体系化された人権教育の構築に向けて力を注いでいる。

2 0 2 1 年（令和 3 年）の「人権問題に関する県民意識調査」によると、県民の多くが人権問題に関心を持っているが、一方で、無関心層の増加や県民の多くが、人権が「尊重されていると感じない」と捉えていることなど、前回（2 0 1 6 年）調査と比べると人権が「尊重されてい

ると感じる」と答えた人の割合がやや低くなっているものの、人権問題に関する活動や態度には変化が見られない。

しかし、年齢層により人権問題への関心度が異なっていることがわかり、そのため、こどもから高齢者まで、あらゆる人々が、親しみやすく分かりやすいテーマの選択や表現方法など創意工夫を凝らし、相談を受ける中で人権課題に関するニーズの把握に努め、さらなる人権教育・啓発につなげることが求められている。

2 0 2 2 年（令和 4 年）4 月から、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できる「**福岡県パートナーシップ宣誓制度**」を導入し、企業にも協力を働きかけるなど新たな取組も始まっている。

- 粕屋町では、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「**粕屋町男女共同参画計画**」の「後期計画」により、2 0 2 0 年度（令和 2 年度）から男女の人権を尊重したまちづくりに向けた新たな取組を始め、2 0 2 1 年（令和 3 年）7 月から、「**粕屋町男女共同参画苦情処理制度**」の運用も開始されました。

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）3 月には「**粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画**」が策定され、すべての住民が、住み慣れた隣近所や家庭、地域のなかで、共に助け合って、双方向に支え合うことができる社会づくりの取組が推進されている。

さらに、2 0 2 2 年（令和 4 年）4 月から、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人やこどもと安心して生活できる「**粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度**」の運用も開始されました。

このような動きを踏まえ、社会教育においては地域・家庭・学校にて多様な学習機会を設定し、あらゆる場を通じて人権教育・啓発活動を推進していく。人権教育には、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的視点からのアプローチとがあるが、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考え、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえつつ、適切に取り組み、人権尊重精神の涵養に努める。

また、こどもたちから高齢者の方々までのすべての町民の人権が大切にされ、みんなが安心して暮らせるまちづくりに資する人権教育・啓発活動を目指していく。依然として、各地で偏見や差別事象が見られている。このことから、町では、確かな情報提供と差別的な言動に同調しないよう、人権擁護委員や関係機関とも連携しながら、町民一人ひとりへの啓発活動を重点課題として取組を進める。

2 本年度の努力目標

- ◎ 「粕屋町人権教育・啓発基本指針」に基づき人権教育・啓発活動の充実を図る。
- ◎ 人権教育審議会の機能化を図り、計画的・組織的な推進に努める。
- ◎ 行政関係者や社会教育関係団体及びボランティア団体、さらに民間の企業や事業所及び各種団体等と C S R（企業の社会的責任）の理念をもとに連携を図りながら、社会人権教育及び啓発活動を積極的に推進していく。

3 令和6年度 啓発事業実施計画

(1) 人権問題啓発強調月間の取組

① 街頭啓発

- 日 時 令和6年7月3日(水) 午前7時40分～(20分程度)
- 場 所 ※通勤、通学される町民の方々を対象に啓発活動を実施する。
☆JR門松駅付近 ☆JR長者原駅付近 ☆JR柚須駅付近
☆JR原町駅付近 ☆JR伊賀駅付近
- 参加要請予定者
(町長、副町長、教育長、町議会議員、教育委員、人権擁護委員、人権教育審議会委員、役場職員、県職員等)

- 啓発物 除菌ウェットティッシュ

② 三本大会(粕屋町青少年育成町民の会、人権問題啓発強調月間、社会を明るくする運動強調月間)

- 日 時 令和6年7月7日(日) 開会 午前10時00分(受付 午前9時30分)
閉会 午前12時00分(予定)
- 場 所 サンレイクかすや さくらホール

(2) 人権週間の取組

① 街頭啓発

- 日 時 令和6年12月4日(水) 午後4時00分～(30分程度)
- 場 所 ※買い物をされる方々を対象に啓発活動を実施する。
☆(長者原上区) ダイキョー・バリュー付近
☆(酒 殿 区) イオンモール福岡店付近
☆(乙仲原西区) ミスターマックス粕屋店付近
☆(長者原下区) ザ・ビッグ粕屋店付近
- 参加要請予定者
(町長、副町長、教育長、町議会議員、教育委員、人権擁護委員、人権教育審議会委員、役場職員、県職員等)
- 啓発物 携帯用カイロ

② 粕屋町人権を尊重する町民のつどい

- 日 時 令和6年12月8日(日) 開会 午後1時00分(受付 午後12時15分)
閉会 午後3時30分(予定)
- 場 所 サンレイクかすや(さくらホール・2階ロビー・多目的ホール)
- 内 容 ☆小・中学生の人権作品の表彰と代表者による作文朗読
☆あいさつ運動作品の表彰と代表者による作文朗読
☆講演(又は、公演)会や障がい者団体による体験コーナー・バザー等(予定)
☆パネル展示・・・人権・あいさつ運動優秀作品、人権の花ひまわりの取組
障がい福祉や講師に係る作品・資料等

(3) 啓発冊子「わかくさ」の作成と配布

(4) 自治公民館の人権学習会

(5) 役場職員人権研修

(6) 人権擁護委員による人権相談と「人権の花(ひまわり)」運動の実施(粕屋西小学校)

○ 令和6年度 月別事業計画予定

月	主 な 行 事 ・ 研 修 会 等	関 連 行 事 ・ 会 議 等
4		人権の花種まき会・人権教室等
5		粕屋町人権教育審議会 小・中学生の人権作品の募集依頼
6		粕屋町学人研(総会・研究部会)
7	人権問題啓発強調月間 街頭啓発 3日(水) 三本大会 7日(日)	人権問題啓発強調月間 人権の花鑑賞会・人権教室等 福岡県人権教育研修会(学校教育)
8		粕屋町学人研(全員学習会・研究部会) 人権問題夏期講演会
9		人権・同和問題啓発講演会
10		人権の花感謝状贈呈式・人権教室等 人権作品・あいさつ運動作品事前審査
11	役場職員人権研修会	福岡県人権教育研修会(社会教育) 福岡県人権問題研究集会 人権作品・あいさつ運動作品審査会 小・中学生の人権作品、及びあいさつ運動作品の入賞作品及び、「人権の花(ひまわり)」運動のパネル展示 (11月16日～24日 粕屋町立歴史資料館) (11月26日～12月10日 サンレイクかすや2階ロビー)
12	人権週間 4日(水)～10日(火) 人権週間街頭啓発 4日(水) 人権を尊重する町民のつどい 8日(日) ・小・中学生の人権作品、及び あいさつ運動作品の入賞者の表彰 ・講演(又は、公演)会など	障がい者週間 3日(火)～ 9日(月) ・障がい福祉に係るパネル展示など 人権週間 4日(水)～ 10日(火) ・小・中学生の人権作品、及びあいさつ運動作品の入賞作品及び、「人権の花(ひまわり)」運動のパネル展示
1		
2		粕屋町学人研(研究部会)
3	人権啓発冊子「わかくさ」発行	
	人権擁護委員による人権相談(月1回)【福祉センター・会議室A】	

粕屋町人権教育審議会規則

○粕屋町人権教育審議会規則（昭和 50 年 11 月 1 日教育委員会規則第 16 号）

改正 昭和 56 年 10 月 9 日教委規則第 33 号 平成 15 年 3 月 31 日教委規則第 1 号
平成 16 年 2 月 20 日教委規則第 1 号 平成 18 年 12 月 18 日教委規則第 6 号
平成 19 年 2 月 28 日教委規則第 1 号 平成 19 年 8 月 30 日教育委員会規則第 7 号
平成 23 年 4 月 20 日教育委員会規則第 3 号 令和 2 年 2 月 25 日教育委員会規則第 7 号

- (名称)
- 第 1 条 本会は、粕屋町人権教育審議会と称する。
- (構成)
- 第 2 条 本会は、粕屋町内の別表に掲げる機関及び関係団体の代表によって組織する。
- (目的)
- 第 3 条 本会は、日本国憲法(昭和 21 年 11 月 3 日)、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)の精神に基づいて、人権が尊重され、差別のない、明るい町を建設するため、粕屋町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議して意見を具申する。
- (1) 人権教育推進に関する調査、企画及び指導方針に関すること。
- (2) その他人権教育に関する重要な事項
- (委員の委嘱)
- 第 4 条 委員は、教育委員会が委嘱する。
- (委員の任期)
- 第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。
- (役員)
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会議を主催する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (会議の招集)
- 第 7 条 会議は、教育委員会の必要に応じ、会長が招集する。
- (報酬及び費用弁償)
- 第 8 条 委員に対する報酬及び費用弁償は、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年粕屋町条例第 3 号)の例によるものとする。

別表（第 2 条関係）

関 係 機 関 及 び 団 体 名	委員数
人 権 擁 護 委 員	1
社 会 教 育 委 員	1
学 校 ・ 園 人 権 教 育 研 究 会	1
学 校 人 権 教 育 推 進 委 員	2
区 長 会	3
民 間 運 動 団 体	2
小 ・ 中 学 校 P T A 連 絡 協 議 会	1
町 職 員	2

粕屋町人権教育審議会委員

氏 名	関 係 機 関 及 び 団 体 名	備 考
長 義 則	人 権 擁 護 委 員	
高 田 弘 恵	社 会 教 育 委 員	
永 江 慶 子	学校・園人権教育研究会	
有 得 辰 俊	学校人権教育推進委員	
中 村 隆	学校人権教育推進委員	
宮 本 房 男	区 長 会	
清 水 一 成	区 長 会	
楯 崎 敏 廣	区 長 会	
三 戸 やす子	民 間 運 動 団 体	
岩 田 恵	民 間 運 動 団 体	
今 泉 久 和	小・中学校 P T A 連絡協議会	
池 見 雅 彦	役 場 （副 町 長）	
新 宅 信 久	役 場 （総 務 部 長）	

※ 任期は令和 7 年 4 月 3 0 日まで